

ガイドヘルプサービスにおける習い事のご利用について

この度、高槻市障害福祉課より、ガイドヘルプサービスで【習い事のご参加中】のご利用時間を算定してはいけないとの指摘がありました。

具体的には、障害福祉課が認識している【習い事】とは、習い事を行う団体が支援体制を確保することが前提であり、ガイドヘルパーはその時間は必要ないものであるとのことです。

例 9:00~17:00での【習い事】利用の場合	9:00~13:00 算定可(4時間)
	13:00~15:00 算定不可(×)
	15:00~17:00 算定可(2時間)

ここで13:00~15:00の時間、ヘルパーが現地で待機しなければいけない状況が発生します。この時間は厚生労働省通達によると、その2時間は休憩時間になり、賃金は発生しなくて良いとの定義があります。

もちろん社会通念上、このような状況は他業種でも起りうることであります。移動支援従業者の人材確保の観点からすると、サービス提供が困難になる可能性も否定できません。前穂は、現在、【習い事】を利用されておられる方へのサービス提供は変わりなく続けさせて頂きたく考えております。

このことで一番、不利益になるのは当事者(ご本人)に他なりません。単に【習い事参加中】を算定しないという取り決めのみでは、サービス提供に支障をきたします。報酬体系の見直しを含め、包括的に議論をして頂きたいと、行政に切望いたします。

尚、当初はすべての【習い事】が算定不可との回答を頂きましたが、現在では個別に相談に応じるとの見解を頂いており、支援体制が不十分な場合であったり、障がい者の特性に応じて、算定を認めるとのことです。

前穂通信

まえほ通信

発行日 2008年8月1日

発行元 自立センター前穂
〒569-1022
高槻市日吉台
1番町21-18
072-689-8600


前穂菜園

トマトや胡瓜は豊作です。ジャガイモは、肥料が少なかったのか小芋ぐらいの大きさしかありません。もち返した茄子でしたが、葉っぱが病気(虫?)になってしまい収穫が困難になりました。残念です。



ご利用者の健康診断について

前穂通信40号でご案内した件ではありますが、府の指導に従い、年一度の定期健康診断を順次、進めさせて頂きます。しかしながら、利用者の方々が各利用施設で個別に健康診断を実施することは、時間やご負担を考えると得策ではありません。

ご本人の主機関にまず相談をさせて頂き、健康診断の一元化を考えております。府の指導内容の前提は感染症対策でありましたので、その点を元に話を進めて参ります。

私どもからのお願いとして、作業所等で実施をされた直近の健康診断書をFAXもしくは郵送等で送って頂けますでしょうか？判子回収時にコピーを頂くことでも結構です。宜しくお願い致します。

ショートステイご利用の方へのお願い

①サービス支給量について

先日、高槻市の障害福祉課より、利用者の支給量を確認してサービス提供をするようにとの通知がありました。緊急時等で足りない可能性がある場合は、障害福祉課もしくは我々にお知らせ頂けますよう、宜しくお願い致します。

②夏休みのご利用期間中のお願い

学校の夏休みや作業所の夏期休暇等があり、時として込み合う時間もございます。送迎時間の遅れや、事前にご利用時間の相談をさせて頂く場合もあります。ご迷惑をお掛け致しますが、ご協力とご理解の程、宜しくお願い致します。

常勤職員の退職